

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 3 号

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項の表第5号中「をし、又は」を「をする場合、」に、「場合で」を「場合その他市長が別に定める子の世話又は子の教育もしくは保育に係る行事への参加をする場合で」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。